

富山常備健康クラブの現状

2025



富山常備
健康クラブ

2025年7月

株式会社富山常備健康クラブ

目次

I.会社の概要および組織	1
1. 企業理念	1
2. 会社の沿革	1
3. 会社の概要	1
4. 役員の状況	1
5. 会社組織	2
6. 株式・株主の状況	2
II.主要な業務の内容	3
1. 取扱商品	3
2. 保険金のお支払	3
3. 再保険の状況	4
4. 保険の募集体制	4
5. お客様の声への対応	5
III.主要な業務に関する事項	6
1. 2024年度における業務の概要	6
2. 直近の1事業年度における主要な業務の状況を示す指標	6
IV.運営に関する事項	10
1. リスク管理体制	10
2. コンプライアンス体制	10
3. 個人情報の取扱い	10
4. 指定紛争解決機関	13
5. お客様本位の業務運営方針	13
V.財産の状況	16
1. 計算書類	16
2. 保険金の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	21
3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価額、時価および評価損益	22
4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無	22
5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無	22

I. 会社の概要および組織

1. 企業理念

株式会社富山常備健康クラブは、株式会社富山常備薬の100%子会社として、2024年2月14日に営業開始した新しい会社です。「保険を使って一人でも多くのお客さまを健康にします！元気にします！」を経営理念としております。

今後当社はお客さまに役立つ、必要とされる商品を開発していく所存です。

2. 会社の沿革

2021年12月	準備会社設立（株式会社富山常備健康クラブ）
2023年12月	少額短期保険業者としての登録を完了 北陸財務局長（少額短期保険）第1号
2024年2月	少額短期保険業者（株式会社富山常備健康クラブ）として2024年2月14日に営業開始 「無配当 入院一時金保険」「無配当 特定疾患・特定損傷一時金保険」を発売
2024年10月	資本金を75,000千円から100,000千円に増資
2024年12月	「無配当 死亡保険」「無配当 引受基準緩和型死亡保険」を2024年12月11日に発売開始
2025年6月	資本金を100,000千円から125,000千円に増資

3. 会社の概要

2025年7月1日現在

社名	株式会社富山常備健康クラブ
設立日	2021年12月15日
開業日	2024年2月14日
資本金	125,000千円(資本準備金 115,000千円)
本社所在地	富山県富山市丸の内1丁目8番17号
登録番号	北陸財務局長(少額短期保険)第1号
URL	https://www.toyama-jobi-kc.com/

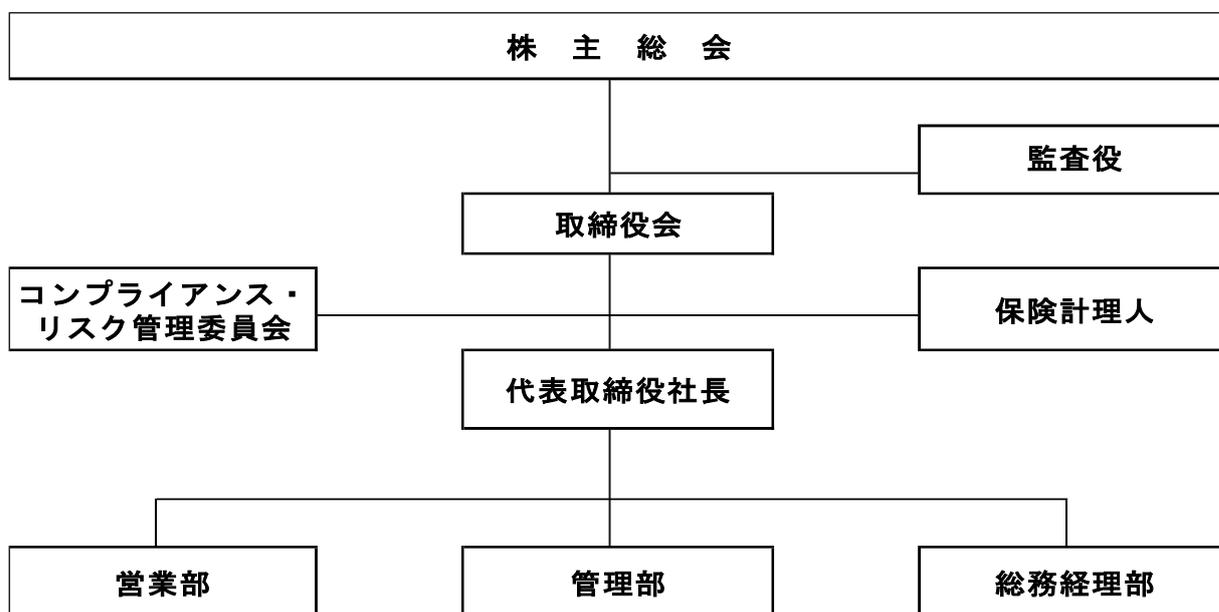
4. 役員の状況

2025年7月1日現在

氏名	役職	重要な兼職
西方義明	代表取締役	なし
鈴木健二	取締役	株式会社富山常備薬 取締役
宮田俊夫	取締役	なし
佐藤純夫	監査役	佐藤純夫税理士事務所 所長

5. 会社組織

2025年7月1日現在



6. 株式・株主の状況

(1) 株式数・株主数

2025年7月1日現在

発行可能株式総数	発行済株式数	2023年度末株主数
10,000	4,800	1

(2) 主要な株主の状況

2025年7月1日現在

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社富山常備薬	4,800	100%

II. 主要な業務の内容

1. 取扱商品

当社は、少額短期保険の引受けを行う事業者であり、主要な商品の内容は以下のとおりです。

(1) 販売名称：キミエ保険 入院保障型

正式名称：無配当 入院一時金保険

特 徴：被保険者が疾病またはケガの治療を目的とした1泊2日以上入院をした場合に、一時金を支払う医療保険

*お支払いの詳細は普通保険約款に従います。(支払回数制限等あり)

(2) 販売名称：リョウシン保険

正式名称：無配当 特定疾患・特定損傷一時金保険

特 徴：被保険者が特定疾患または特定損傷の治療を目的とした1泊2日以上入院をした場合に、一時金を支払う医療保険

*お支払いの詳細は普通保険約款に従います。(支払回数制限等あり)

(3) 販売名称：キミエ保険 死亡保障型

正式名称：無配当 死亡保険

特 徴：保険期間中に被保険者が死亡したときに、所定の保険金の支払を保障する保険

(4) 販売名称：キミエ保険 死亡保障引受基準緩和型

正式名称：無配当 引受基準緩和型死亡保険

特 徴：引受基準を緩和することにより持病がある方、入院経験のある方でもご加入しやすいように設計されており、保険期間中に被保険者が死亡したときに、所定の保険金の支払を保障する保険

2. 保険金のお支払

(1) 保険金受付窓口のフリーダイヤルの設置

保険金の請求や相談については、経験豊富な社員が丁寧に対応します。

(2) 保険金の支払体制

保険金発生の受付後においては、請求書類の当社到着への進捗状況を管理し、保険金支払遅延や保険金支払漏れの防止に最大限の注力しております。

また、事案によっては弁護士のアドバイス等も参考にするなどの適切な支払管理体制を確立しております。

(3) 支払査定および事実確認の体制

保険金支払可否の判断については、必要に応じて事実関係の調査・確認を行なうことがあります。

(4) 未請求事故事案への対応

事故受付後は当社に請求書類が未着になっている事案に関しては保険金受取人へ、定期的に文章または電話にて請求についての督促を行い請求漏れのないように努めます。

(5) 保険金をお支払できない場合の対応

保険金をお支払いできない場合は、担当者より文章並びに電話にてご連絡します。

3. 再保険の状況

現在、当社は再保険契約の出再はしていません。

4. 保険の募集体制

(1) 保険の募集方法

当社の募集方法は募集代理店による販売および当社による直接販売です。募集代理店の設置に関しては「保険募代理店委託基本方針」および「保険募集代理店委託規程」に基づき、適正な募集代理店の設置に努めております。また、少額短期保険募集人の教育・指導は一般社団法人日本少額短期保険協会発行の「少額短期保険募集人教育テキスト」に基づいた研修を実施しており、年1回は保険募集代理店内部監査を実施し適切な募集が行われているかを確認します。

(2) 当社の勧誘方針

当社は「勧誘方針」に基づき、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

1. 法令等の遵守

保険業法、保険業法施行規則、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することは勿論、保険制度が健全に運営されるよう努めます。販売等に当たっては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法に創意工夫し、適正な募集活動を行って参ります。

2. 適切な保険商品のご提供

お客さまのプライバシーやモラルリスクの排除に十分配慮しつつ、お客さまのライフ・プランをベースに、お客さまのご意向やご実情に合った商品を販売いたします。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

3. 重要事項の説明

販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮します。

お客さまと直接対面しない勧誘・販売（例えば電話あるいは通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解、ご信頼ならびにご満足いただけるよう努力します。

4. お客さまに関する情報の保護

お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳格な管理を行う等適正な取り扱いに努めます。

5. 教育・研修

社内（代理店）研修等により、商品説明や勧誘方法の適正の確保に努めます。

お客さまの様々なご意見等を十分お聞きし、その後の保険商品の販売・勧誘に反映します。

5. お客様の声への対応

当社の商品やサービスに対するご不満・お褒め等については、「お客様の声」として、代理店・従業員・役員が共有することにより、商品・サービスの改善に努めお客様対応力の向上に役立てて参ります。

当社では、お客様からの相談には的確に対応するために契約関係、保険金等の支払関係の部門に経験豊富な担当社員を配置し丁寧にわかりやすい説明を行っております。

III. 主要な業務に関する事項

1. 2024 年度における業務の概要

当社は、2023 年 12 月 28 日に北陸財務局長（少額短期保険）第 1 号の登録を受け、2024 年 2 月 14 日より、キミエ保険 入院保障型（正式名称：無配当 入院一時金保険）およびリョウシン保険（正式名称：無配当 特定疾患・特定損傷一時金保険）の販売を開始しました。さらに、2024 年 12 月 11 日からキミエ保険 死亡保障型（正式名称：無配当 死亡保険）およびキミエ保険 死亡保障引受基準緩和型（正式名称：無配当 引受基準緩和型死亡保険）の販売を開始しました。親会社である株式会社富山常備薬の願いである「一人でも多くのお客さまを健康にします！元気にします！」を、少額短期保険業者の立場から実現してまいります。

(1) 保険販売・収入保険料

- ・2025 年 3 月末時点の保有契約件数は 684 件となっております。
- ・今期の保険料収入は 13,060 千円となっております。

(2) 保険金の支払

- ・保険金支払は 4 件、400 千円となっております。

(3) 事業費

- ・事業費は 78,633 千円となっております。人件費、システム開発および広告宣伝費などが大宗を占めております。また、事務所移転、業務委託の見直し等行い事業費の削減に努めました。引き続き事業費には注視し運営を行ってまいります。
- ・2024 年度以降はあらたに保険業法第 113 条繰延資産の計上は行わない事にしました。

(4) 全体の収支の状況

- ・2024 年度は保険料収入が大きく伸びましたが、新商品開発に伴う費用あるいは販売増加に伴う費用等で収支としては 75,338 千円の当期純損失となりました。

(5) その他、当社の経営体制、経営環境

- ・特記する事項はございません。

2. 直近の 1 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 業務の状況を示す計数

(単位：千円)

項目	2023 年度	2024 年度
正味収入保険料	65	12,751
経常収益	65	13,149
経常損失	7,218	74,477
当期純損失	7,740	75,338
総資産額	117,861	103,387
保険業法上の純資産額	115,336	91,952
保険業法第 113 条繰延額	△27,553	△27,553

責任準備金残高	64	5,789
資本金の額	75,000	100,000
発行済株式の総数	2,800 株	3,800
ソルベンシー・マージン比率	27,691.4%	6,219.1
配当性向	—	—
内勤職員数	2	2

* 当社は少額短期保険業の営業開始日は 2024 年 2 月 14 日です。

* 保険業法上の純資産額は、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金を加えて算出しております。

② 正味収入保険料 *元受正味収入保険料も同額

(単位：千円)

区分	2023 年度	2024 年度
医療保険	65	1,064
死亡保険	—	11,688
合計	65	12,751

* 正味収入保険料とは、(保険料—解約返戻金—その他返戻金)を指します。

③ 支払再保険料

当社は再保険取引を行っていないため、該当事項はありません。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

区分	2023 年度	2024 年度
医療保険	△33,732	△69,201
死亡保険	—	
合計	△33,732	△69,201

* 保険引受利益 = 保険料等収入 - (保険金等支払金 + 責任準備金繰入額 + 保険引受に係わる事業費) + その他収支(保険引受に係わるもの)

⑤ 回収再保険金

当社は再保険取引を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率および正味合算率

区分	2023 年度			2024 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
合計	0.0%	11,107.7%	11,107.7%	3.1%	616.7%	619.8%

* 1 正味損害率は、「正味支払保険金/正味収入保険料×100」により算出しております。

* 2 正味事業費率は、「正味事業費/正味収入保険料×100」により算出しております。

* 3 事業費は、損益計算書の「事業費－保険業法第 113 条繰延額」により算出しております。

* 4 正味合算率は、「正味損害率＋正味事業費率」により計算しております。

③ 再保険関係に関する諸数値

該当事項はありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

区分	2023 年度			2024 年度		
	普通支払備金	IBNR 支払備金	合計	普通支払備金	IBNR 支払備金	合計
医療保険	—	—	—	2,500	—	2,500
死亡保険				—	—	—
合計	—	—	—	2,500	—	2,500

② 責任準備金

(単位：千円)

区分	2023 年度			2024 年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
医療保険	59	5	64	3,341	1,872	5,213
死亡保険				488	87	575
合計	59	5	64	3,829	1,959	5,788

③ 責任準備金の残高の内訳

当事業年度末における責任準備金残高の内訳は、以下の通りです。

(単位：千円)

種目	2023 年度				2024 年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	当期末責任準備金	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	当期末責任準備金
医療保険	59	5	—	64	3,341	1,872	—	5,213
死亡保険					488	87	—	575
合計	59	5	—	64	3,829	1,959	—	5,788

④ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はありません。

⑤ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1 % 上昇すると仮定します。	
計算方法	・ 増加する発生損害額は、正味既経過保険料 × 1 %	
経常利益の減少額	2023 年度	2024 年度
	0 千円	9.2 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の状況

(単位：千円)

区分	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	63,443	53.8%	39,613	38.3%
金銭信託	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
運用資産合計	63,443	53.8%	39,613	38.3%
総資産	117,861	100.0%	103,387	100.0%

* 資産運用合計とは、現預金、金銭信託およびその他の合計額です。

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

区分	2023 年度		2024 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	0	0.0%	0	0.0%
金銭信託	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
運用資産合計	0	0.0%	0	0.0%

* 運用利回りは、当該年度の金融機関の計算月における預金利息配当となります。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券の種類別の利回り

該当事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

IV. 運営に関する事項

1. リスク管理体制

当社では、保険引受リスク、事務リスク、流動性リスク、システムリスク、資産運用リスク等の各種リスクに対して、管理すべきリスクを事前に特定し、当該リスクに係る管理方針および管理体制を定めております。また、取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会での有効な対応策の実施に努めております。

2. コンプライアンス体制

当社では、保険業の社会的責任および公共的使命を果たすため、法令遵守を経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。そのため当社では、コンプライアンスを徹底するために「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス規程」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、「コンプライアンス・プログラム」に従って、年1回以上コンプライアンス研修を実施し、全役員および全従業員への徹底を図ってまいります。

さらに、内部監査により各部門の業務が適切に行われているかのチェックを行い、内部管理体制の強化を図っています。

また、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、反社会的勢力に断固たる態度で対応して関係を遮断しております。その具体的方策として、「反社会的勢力対応に関する基本方針」を定めるとともに、一般社団法人日本少額短期保険協会の反社データベースとの照合を行なうことで、当社の顧客・募集人・関係者に反社会的勢力に該当する者の有無を確認するよう最善の努力を払っております。

3. 個人情報の取扱い

当社は、個人情報の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）、その他の関連法令（ガイドラインを含む。）を遵守して、個人情報、特定個人情報および個人番号（以下「特定個人情報」といいます。）を適正に取り扱います。

*文中の「個人情報」および「個人データ」には特定個人情報は含まれません。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

(1) 個人情報、特定個人情報等の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により、お客さまによる書面の提出、電話、インターネット上での入力や当社が提携または業務を委託または受託する企業・団体等とのやりとり等を通じて、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の個人情報を取得いたします。

また、個人情報の取得に際しては、書面や電話等でお伝えいただいた情報やインターネット上で入力した情報について、お伝えいただいた情報の確認や対応の品質向上等のため、録音または記録を行うことがあります。

なお、特定個人情報等については、マイナンバー法により定められた目的以外では取得いたしません。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を以下の目的で利用いたします。

- (1) 保険契約の引受、継続・維持管理
- (2) 保険事故の調査、適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険の請求
- (4) 当社、グループ各社および提携先企業の商品、サービス、キャンペーン等の案内
- (5) アンケート調査・分析およびマーケティング調査・分析
- (6) 商品、サービス等の改善、新たな商品、サービス等の開発等
- (7) 他社から個人情報の取り扱いを含む業務を受託する場合等における、当該受託業務等の遂行
- (8) 求人への応募のために履歴書、職務経歴書等を提出された場合等における、採用選考業務
- (9) 各種お問い合わせへの対応
- (10) その他、上記に付随または関連する目的

上記にかかわらず、特定個人情報等は、マイナンバー法で明記された目的の範囲内についてのみ利用するものとし、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

(3) 個人情報の管理

当社は、個人情報および特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損等による事故を防止するために、取扱規程等の整備および適切な安全管理措置を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる個人情報の正確性および最新性を確保するように努めます。また当社は、個人情報を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対し、必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問につきましては、下記「10. お問い合わせ」までご連絡ください。

(4) 個人情報の提供

当社は、次の場合において、業務上必要な範囲で個人情報を当社以外の者に提供することがあります。

- (1) あらかじめ本人の同意がある場合
- (2) 法令等により必要とされる場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
【委託の例示】
 - ・ 保険募集に関する業務
 - ・ 保険料の収納に関する業務
 - ・ 資料等発送業務
 - ・ コールセンター業務
- (4) 保険金の適正および迅速なお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事

者、医療関係者等)に提供する場合

- (5)再保険契約の締結や再保険金の請求のため、この保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
- (6)グループ企業との間で共同利用する場合(下記(5)をご覧ください。)
- (7)少額短期保険業者等と情報の相互紹介をする場合(下記(6)をご覧ください)

上記にかかわらず、当社ではマイナンバー法で認められている場合を除いて特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

(5) 個人情報の共同利用

当社では、下記内容にそった個人情報の共同利用をおこないます。

(1)共同利用される個人情報の項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、取引履歴、支払履歴、支払いに関する情報その他利用目的の達成に必要な業務の遂行中に当社が取得するすべての個人情報

(2)共同して利用する者の範囲

株式会社富山常備薬

(3)共同して利用する者の利用目的

- ・経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ・保険契約を含む各種取引の開始・維持管理
- ・各社が提供する提携会社が提供する各種商品・サービスのご案内・提供
- ・各社の業務に関するお客さまへの情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

(4)共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

株式会社富山常備薬

富山県富山市丸の内1-8-17

代表取締役 小川晃市

(5)取得方法

当社の事業活動において取得したお客さま情報による

(6) 支払時情報交換制度に関して

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者、および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、

一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

(7) 機微情報(センシティブ情報)の取扱い

当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微(センシティブ)

情報を、法令等に定める場合を除き、取得、利用または第三者提供しません。

(8) 個人情報および特定個人情報等の利用目的の通知、開示・訂正等、利用停止等

当社は、個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止等のご請求があった場合は、お客さまご本人であることの確認を行った上で、法令等および社内規程等に従い適切に対応させていただきます。利用目的の通知および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

具体的な手続きにつきましては、下記「10. お問い合わせ」までご連絡ください。

(9) 継続的改善に関して

当社は、個人情報および特定個人情報等の取り扱いに関する運用状況を適宜見直し、継続的な改善に努めます。

(10) お問い合わせ

お手続き、ご意見、ご質問その他個人情報および特定個人情報等の取扱いについては、下記までお問い合わせください。

【ご連絡先】株式会社富山常備健康クラブ

電話番号：0120-108-014

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00（土日・祝日、12/29～1/4を除く）

4. 指定紛争解決機関

当社は、お客さまからお申出いただきました苦情等につきまして、解決に向けて真摯な対応に努めております。

なお、当社との間で解決できない問題等が生じた場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」は、公正かつ中立な立場から和解の斡旋・解決支援を行っております。

「少額短期ほけん相談室」

電話(フリーダイヤル)：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付日：月曜日～金曜日（祝日および年末年始協業期間は除く）

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページ：<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

5. お客様本位の業務運営方針

株式会社富山常備健康クラブ（以下、当社）は、親会社のビジョンである「一人でも多くのお客さまを健康にします！元気にします！」を、保険を通じて実現するために創業しました。

当社は、お客さま一人ひとりが、健康で元気に暮らすためのお手伝いができるように、「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を定め、本方針の実践に努めます。

【方針 1】お客さま最善の利益の追求

当社は、全役職員が社会正義に合致した正しい倫理的価値観を持ち、お客さまを中心とする公平・公正な業務運営を実施するとともに、お客さまの声を商品やサービスの改善に活かす取組みを推進し、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

- ① 当社は、お客さまの最善の利益を追求する企業文化が定着するよう努めるとともに、お客さまの最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指します。

【方針 2】利益相反の適切な管理

お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。

【方針 3】お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、少額短期保険の特性を活かし、お客さまのニーズに機動的にこたえる商品の開発に努めるとともに、お客さまの多様なニーズにこたえるために、商品ラインアップやサービスの拡充に取り組みます。

また、ご提案に際しては、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った商品・サービスのご案内に努めてまいります。

- ① 当社は、従業員がその取り扱う保険商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、お客さまに対して、基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行います。

【方針 4】重要な情報の分かりやすい提供

当社は、保険商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報をお客さまが理解できるよう分かりやすく提供します。

- ① 重要な情報には、お客さまに対して販売・推奨等を行う保険商品の選定理由を含みます。
- ② 当社は、お客さまの経験や知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行います。
- ③ 当社は、お客さまに対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどしてお客さまの注意を促します。

【方針 5】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、お客さまの最善の利益を追求するための行動、お客さまへの誠実・公正な対応、利益相反の適切な管理等を促進するため、業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備します。

- ① 当社は、当方針に関して実施する内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備します。

「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されている内容との対応関係

「お客様本位の業務運営に係る基本方針」について、金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7に示されている内容との対応関係は以下の通りです。

顧客本位の業務運営に関する原則		取組方針との対応関係	
【顧客の最善の利益の追求】	原則2	方針1	お客さま最善の利益の追求
【利益相反の適切な管理】	原則3	方針2	利益相反の適切な管理
【重要な情報の分かりやすい提供】	原則5	方針4	重要な情報の分かりやすい提供
【顧客にふさわしいサービスの提供】	原則6	方針3	お客さまにふさわしいサービスの提供
【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	原則7	方針5	従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

*原則4、原則5(注2)(注4)および原則6(注1～4)は、当社取引形態上該当しない、もしくは該当する商品やサービスの取扱いがない為、方針の対象としておりません。

*金融庁の原則の詳細につきましては、[金融庁ホームページ](#)にてご確認ください。

V. 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	科 目	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	63,443	39,614	保険契約準備金	64	8,289
現金及び預貯金	63,443	39,614	支払備金	—	2,500
有形固定資産	392	647	責任準備金	64	5,789
その他の有形固 定資産	392	647	その他負債	2,465	5,105
無形固定資産	10,861	13,030	代理店借	—	51
のれん	4,106	3,227	未払法人税等	521	660
ソフトウェア	6,755	9,804	未払金	4	178
その他の資産	535	7,468	未払費用	1,624	4,076
未収金	3	1,884	預り金	314	141
貯蔵品	532	2,788	負債の部 合計	2,530	13,394
前払費用	—	277			
敷金	—	2,520	(純資産の部)		
繰延資産	32,627	32,627	資本金	75,000	100,000
開業費	5,074	5,074	資本剰余金	65,000	90,000
保険業法第 113 条繰延額	27,553	27,553	資本準備金	65,000	90,000
供託金	10,000	10,000	利益剰余金	△24,668	△100,007
			その他利益剰余金	△24,668	△100,007
			繰越利益剰余金	△24,668	△100,007
			資産の部 合計	115,331	89,993
資産の部合計	117,861	103,387	負債及び純資産の部 合計	117,861	103,387

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023 年度 (2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日)	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日)
経常収益	65	13,149
保険料等収入	65	13,060
責任準備金戻入額	0	59
資産運用収益	0	29
利息及び配当金等収入	0	29
その他経常収益		0
経常費用	7,284	87,625
責任準備金等繰入額	64	8,283
支払備金繰入額	—	2,500
責任準備金繰入額	64	5,783
保険金等支払金	—	709
解約返戻金	—	309
保険金	—	400
事業費	34,655	78,633
営業費及び一般管理費	33,016	75,383
税金	717	386
減価償却費	921	2,864
その他経常費用	118	—
保険業法第 113 条繰延額	△27,553	—
経常利益（又は経常損失）	△7,218	△74,477
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	△7,218	△74,678
法人税及び住民税	521	660
法人税等調整額		
法人税等合計	521	660
当期純利益（又は当期純損失）	△7,740	△75,338

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
	(2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日)	(2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	75,000
当期変動額	65,000	25,000
新株の発行	65,000	25,000
当期変動額合計	65,000	25,000
当期末残高	75,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	0	65,000
当期変動額	65,000	25,000
新株の発行	65,000	25,000
当期変動額合計	65,000	25,000
当期末残高	65,000	90,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△16,928	△24,668
当期変動額	△7,740	△75,338
当期純利益	△7,740	△75,338
当期変動額合計	△7,740	△75,338
当期末残高	△24,668	△100,006
株主資本合計		
前期末残高	△6,928	115,331
当期変動額	122,259	△25,338
当期純利益	△7,740	△75,338
新株の発行	130,000	50,000
当期変動額合計	122,260	△25,338
当期末残高	115,331	89,993
純資産合計		
前期末残高	△6,928	115,331
当期変動額	122,259	△25,338
当期純利益	△7,740	△75,338
新株の発行	130,000	50,000
当期変動額合計	122,260	△25,338
当期末残高	115,331	89,993

注記事項

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準および評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定率法によっております。

無形固定資産については定額法によっております。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

③ 消費税等の処理方法

消費税については税込経理方式によっております。

④ 記載金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書に関する注記

① 正味収入保険料

12,751 千円

(3) キャッシュ・フロー計算書に関する注記

① キャッシュ・フロー計算書は、間接法により表示しております。

② 記載金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式	普通株式
前期末株式数	2,800 株
当期増加株式数	1,000 株
当期減少株式数	0 株
当期末株式数	3,800 株

② 増資に関する事項

2024 年 10 月に第三者割当(全株親会株式会社社富山常備薬の引受)による 50,000 千円の増資を行いました(資本準備金 25,000 千円含む。発行価格 1 株当たり 50,000 円)。

③ 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 関連当事者との取引に関する注記

注記の対象となる関連当事者との取引はありません。

(6) 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 23,682 円 43 銭

* 算定上の基礎である純資産の部の合計額は 89,993 千円、一株当たりの純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は 3,800 株です。

保険業法上の一株当たりの純資産額 24,197 円 89 銭

* 算定上の基礎である純資産の部の額は純資産の部の合計に異常危険準備金を加算した額 91,952 千円、一株当たりの純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は 3,800 株です。

一株当たりの当期純損失の額 Δ 19,825 円 81 銭

* 算定上の基礎である当期純損失は Δ 75,338 千円、一株当たりの当期純損失の額の算定に用いた普通株式の数は 3,800 株です。

(7) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2. 保険金の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：千円)

項 目	2023 年度末	2024 年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	87,782	64,399
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	87,777	62,440
② 価格変動準備金	—	
④ 異常危険準備金	5	1,959
④ 一般貸倒引当金	—	
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	
⑧ 将来利益	—	
⑨ 税効果相当額	—	
⑩ 負債性資本調達手段等	—	
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	634	2071
保険リスク相当額	5	2,000
R1 一般保険リスク相当額	5	1,960
R4 巨大災害リスク相当額	—	
R2 資産運用リスク相当額	634	396
価格変動等リスク相当額	—	
信用リスク相当額	634	396
子会社等リスク相当額	—	
再保険リスク相当額	—	
再保険回収リスク相当額	—	
R3 経営管理リスク相当額	0	71
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	27,691.4%	6,219.1%

* ソルベンシー・マージン比率とは「支払余力」という意味で、少額短期保険業者の評価の指標でもあります。

通常の子測を遥かに超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

* ソルベンシー・マージン比率は、その数値が、200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価額、時価および評価損益

①有価証券

該当事項はありません。

②金銭信託

該当事項はありません。

4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無

当社は会計監査人の監査は受けておりません。

5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無

金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査は受けておりません。

なお、当事業年度の計算書類につきましては、監査役による監査を受け、適正に作成および表記されていることの報告を受けております。(2025 年 5 月 27 日付監査報告書)